

論文式試験問題集
[民法・債権法Ⅰ]

【民法・債権法Ⅰ】

次の文章を読んで、後記の【設問1】および【設問2】に答えよ。

解答に当たっては、文中において特定されている日時にかかわらず、試験時に施行されている法令に基づいて答えなさい。なお、民法以外の法令の適用について検討する必要はない。

【事実】

- 1 輸入家具販売業を営む個人事業主Aは、2024年1月15日、個人客Bとの間で新品のソファースットの売買契約を締結した。当日、Aの店舗にはBが希望した色のソファースットの在庫がなかったことから、商品入荷後にAからBに連絡をするものとし、入荷連絡後10日以内にBがAの店舗でソファースットを受け取るとともに代金を支払うことで合意した。Aは、2024年2月15日に入荷したソファースットを他の商品と区別して倉庫内で保管したうえで、その日のうちに商品が入荷した旨をBに連絡したが、Bは10日以内にソファースットの受け取りに来なかった。
- 2 その後、2024年2月28日、倉庫内に保管していたソファースットは、第三者による盗難にあつて紛失した。Aの倉庫では監視カメラおよび警報装置を設置していたが、盗難被害にあつた当時、故障により正常に作動していなかった。倉庫の施錠は通常通りなされていた。
- 3 Bは、2024年3月9日、ソファースットの受け取りにAの店舗を訪れた。Aは第三者による盗難により受け渡し予定のソファースットが紛失したことをBに伝えたところ、BはAに対して別の新品のソファースットの引き渡しを求めたため、Aはこれを拒否し、Bに対してソファースットの代金を請求した。

【設問1】（配点：25点）

【事実】1から3までを前提として、本件売買契約に関するAB間の債権債務関係を検討しなさい。

【事実】

- 4 A（当時75歳）は、2024年3月20日の午後7時頃、C社が経営するスーパーマーケットの店舗に利用客として訪れた際、惣菜売場の前の通路を歩行中に、他の利用客が落としたカボチャの天ぷらを踏んで転倒し右足を骨折する負傷をした。
- 5 本店舗の惣菜売場では、本件天ぷらを含む惣菜類を種類別に大皿に盛って陳列し、利用客自身が購入しようとする惣菜をトングで取り、惣菜売場に置かれているプラスチック製パック又は惣菜持ち帰り用袋に詰めてレジまで持参するというセルフ方式で販売していた。
- 6 本店舗では、惣菜売場を含む店舗全体の清掃を午前9時と午後3時の2回実施しているが、本件事故現場である惣菜売場前の通路には、時折、利用客が落としたと思われる惣菜が落ちていることがあり、本件事故以前にも利用客から落下物の申告や苦情等が月に1件ほどあった。
- 7 本件事故が発生した午後7時台は本店舗内が非常に混み合う時間帯であり、惣菜売

場前にも利用客の行列ができており、惣菜売場前の通路は見通しが悪い状況であった。また、本件事故当時、惣菜売場には調理担当として5人の従業員が配置されており、その他にも惣菜の品出し担当として2人の従業員が配置されていた。

- 8 なお、店舗内の転倒事故に関する消費者庁の文書（別紙 [参考資料]）によると、店舗内の床滑りによる転倒事故は、雨天時や水を使う場所の床濡れによるものが大半を占めているが、落下物による転倒事故も一定数発生している。
- 9 Aは、本件事故に遭う1年ほど前から、時々、歩いていてバランスを崩したり、つまずいたりするなどの身体機能の低下があり、2023年3月1日に病院で検査を受けていた。その検査の結果は、Aの身体機能の低下は加齢によるものであって、無理をしなければ日常生活を送る上での支障はないが、定期的に病院で検査を受けるよう勧める、というものであった。Aは、この勧めに従って、2023年4月から病院で毎月1回の検査を受けていたが、特段の疾患はないと診断されていた。一方、この間、Aの妻が病気で入院したため、Aは、毎日のように病院と自宅とを往復し、徹夜で妻に付き添っていたこともあった。そのため、Aは、2023年12月頃から、かなりの疲労の蓄積を感じていた。Aが本件事故で転倒し、右足を骨折するほどの重傷を負ったのは、Aのここ1年ほどの身体機能の低下と妻の看病による疲労の蓄積も原因となっていた。

【設問2】（配点：25点）

【事実】 4から9までを前提として、次の問いに答えなさい。

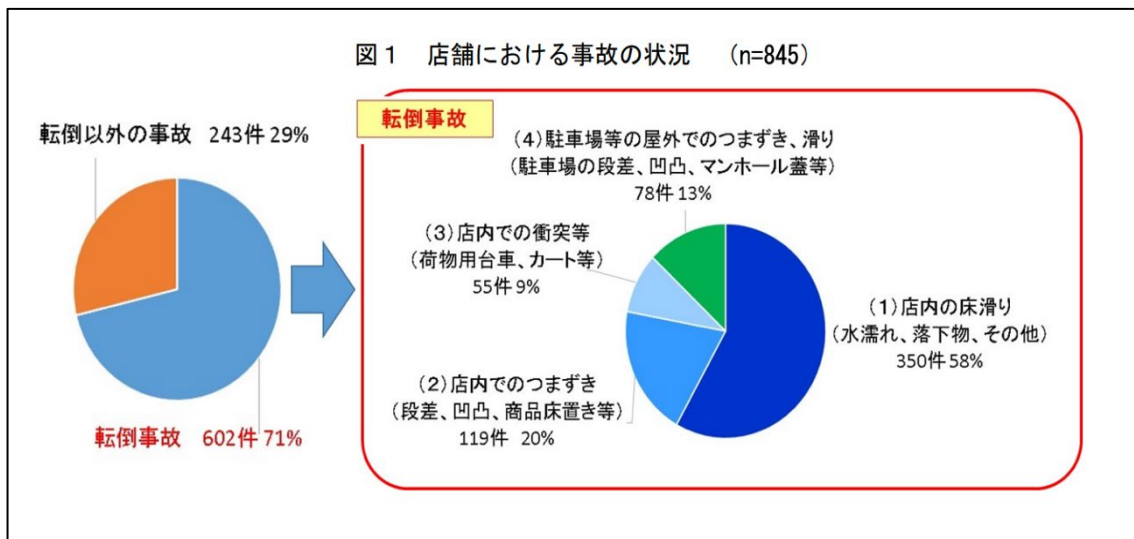
(1) 小問1

Aは、C社に対して負傷によって生じた治療費等の損害賠償を請求することができるか。法的構成を1つ挙げてその当否を検討しなさい。

(2) 小問2

仮にAの損害賠償請求が認められた場合、C社として考えられる反論を1つ挙げてその当否を検討しなさい。

[参考資料] (消費者庁) 店舗・商業施設で買い物中の転倒事故に注意しましょう (平成28年12月7日)



2. 転倒事故の内訳

(1) 店内の床滑りによる転倒事故

雨天の日には店舗入口付近の濡れた床での転倒が多く、入口のマットが滑った事例やマットから床に足を踏み入れたときに濡れた床で滑った事例も起きています。

水濡れの床での事故としては、鮮魚コーナー、冷凍ケース、製氷機、ウォーターサービスの周辺で、こぼれた水や氷で足を滑らせた事例が多くあります。また、清掃後の床が十分乾いておらず、足を滑らせた事例もあります。

また、野菜くずや果物、飲み物、その他商品やその一部等の落下物を踏んで足を滑らせています。さらに、ビニールや値札等を踏んで足を滑らせた事例もあります。(図4)

図4 店内の床滑りによる事故 (n=350)

